令和6年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)

閑散期誘客促進メディアプロモーション

コンペティション仕様書

1. 業務名

令和6年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)

閑散期誘客促進メディアプロモーション

1. 業務目的

公募型企画コンペティションにより委託事業者を決定した上で、「宮古諸島ってこんなところ！」をコンセプトに宮古圏域の魅力を発信、誘客促進を図る。

1. 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

1. 提案額の上限

提案額の上限は1,500,000円（税別）の範囲内とする。ただし、この金額は企画提案のために提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる場合がある。

1. 委託内容
2. 宮古圏域の魅力を発信し、誘客促進を図るための効果的なプロモーション展開と手法の提案

※宮古圏域とは以下の地域を指すものとする。

宮古島、池間島、来間島、伊良部島、下地島、大神島、多良間島、水納島

1. SNS広告の展開（Instagram、TikTok）
2. 業務全体の効果測定
3. 業務完了報告書等の作成

①　業務効果と共に、業務全体の分析・報告を取りまとめること。

②　業務に要した費用内訳と、業務遂行に必要と認められる経費については証憑類を提出すること。

1. その他、宮古島観光協会(以下、当協会)と協議の上、業務遂行に必要と認められる業務
2. 企画提案内容
3. 業務目的、コンセプトに応じたプロモーションの企画及び実施

①　宮古圏域の魅力を発信、誘客促進を図るための効果的なプロモーションの実施

②　以下のコンセプト等を加味したプロモーション内容とすること。

　　コンセプト：【宮古諸島ってこんなところ！】

　　　　　　　　ガイドブックを読むだけでは、伝わらない冬期のお勧めスポット（グルメスポット、ホテル、景勝地、お土産等）を取り上げ、それぞれ、「多良間島」（仮）、「池間島・来間島編」（仮）、「リピーター旅編」（仮）とテーマを設定し、情報発信を行う。

　　規格形式等：一人称視点（POV視点）のvlog形式の動画を作成すること。

　　作成本数等：上記のテーマを基にした２～３分程度のメイン動画計３本とメイン動画への誘導を促す30秒程度のショート動画を作成し、YouTubeに投稿するとともに、各動画の内容を紹介するInstagram記事の作成及びストーリーの投稿を行う。なお、ショート動画の作成本数、Instagram記事作成数、ストーリー投稿数は、予算の範囲内で提案するものとし、投稿を行うアカウントは当協会が準備・指定する。

　　留意事項等：作成する一切のコンテンツの概要欄やテロップ等は、日本語と英語を併記するとともに、投稿時は、適宜ハッシュタグを付すなど、幅広く情報発信ができるよう留意すること。

1. 業務全体の効果測定手法の提案
2. 業務スケジュールの提案
3. 企画実施体制の提案
4. 提出すべき成果物等

成果物等の一覧（一例）

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 内容 |
| 1. コンテンツ及び素材データ | * 本業務で作成した映像及び画像等の素材の電子データをUSBにて提出（２点） * 成果物、映像及び画像素材のPDFデータ（確認閲覧用）（２点） |
| 1. PRツール | 本業務で作成したパンフレット・ポスター・ノベルティ等（各５点） |
| 1. 業務完了報告書 | 本業務の効果を検証した報告書２部及びデータでの提出 |
| 1. その他 | 業務実施にあたって製作した成果物（各2点） |

※本業務における成果物等については、メインロゴとして「Be.Okinawa」のロゴ、必要に応じて「沖縄県・(一社)宮古島観光協会」のクレジットを掲示すること。（Be.Okinawaのロゴは契約締結後に当協会よりデータを提供する。）

1. スケジュール

受託事業者は下記のスケジュールで業務を実施すること。

1. 掲載・発信時期：令和6年11月
2. 成果物及び業務完了報告書の提出：業務実施終了後30日以内

　　　　　　　　　　　　　　　　（最終提出日：令和7年2月28日(金)）

1. 契約不適合責任

当協会への成果物等の引渡日から起算して1年の間、業務内容に適合しない場合や不具合があるときは、受託事業者は無償で当該成果物の修補を行う責任を負うこと。

1. 著作権等
2. 本業務における成果物の著作権、著作隣接権等の知的財産権は全て当協会に帰属するが、「令和５年度離島観光活性化促進事業(宮古圏域)」終了後は、全て沖縄県に帰属する。
3. 著作者人格権については行使しないものとする。
4. 本業務実施にあたり、成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めて全て受託事業者において責任を負うものとする。
5. 注意事項
6. 契約候補者として選定された場合においても、提案のあった企画内容を全て実施することを保証するものではない。
7. 提案内容は、公的機関が行うプロモーションとして適切なものとすること。
8. 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
9. 本業務にて作成し、各媒体へ掲出する内容については、受託事業者が責任を持って文字校正及び内容の確認を行い、必要に応じて当協会も校正を行う。
10. 本仕様書記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる。
11. 本仕様書記載の業務内容は、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。